

2021年度川口市立北中学校部活動に係る活動方針

☆2018年3月スポーツ庁における運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを受けて、同年7月に埼玉県の一部活動の在り方に関する方針が策定されました。

これにより「川口市部活動方針」が策定され、それに則り各校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。市内26中学校は「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を共通理解とし、毎年度各校の実態に即した部活動に係る活動方針を策定し、ホームページ等で公表します。

部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

部活動の目的

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

本校の部活動

○運動部

サッカー 野球 陸上 剣道 水泳 男子バスケットボール 女子バスケットボール
男子卓球 女子卓球 男子ソフトテニス 女子ソフトテニス 男子バレーボール
女子バレーボール ソフトボール 男子バドミントン 女子バドミントン

○文化部

吹奏楽 文芸 総合文化 家庭科 美術

対象

○本校部活動に加入している全生徒

※活動への加入対象生徒は、部活動の教育的意義を鑑み、原則として生徒全員とする。

※クラブチーム等外部機関で活動している生徒については、その活動が部活動と同一の目的を果たしていると見なし、活動日より学校内の部活動が免除される場合がある。

◆活動方針の3つのポイント◆

(1) 活動時間の設定

○1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

・活動準備、片付け、移動に要した時間については、活動時間に含まない。

・課業日の活動時間（目安）

(1) 朝練習 7:30～8:00 (30分)

(2) 放課後 [6時間授業火～金] [5時間授業月]

① 3/1～新人戦 16:30～18:00 (90分) 15:30～17:30 (120分)

② 11月～12月 16:30～17:00 (30分) 15:30～17:00 (90分) ※短縮時程の場合は上記規定

③ 1月～2月 16:30～17:30 (60分) 15:30～17:30 (60分) に準じて活動を行う。

・課業日に朝練習を実施する場合は活動時間に累積する。

(2) 休養日の設定

- 学期中は、原則として週2日以上休養日を設定する。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中(最終日も含む)の部活動は原則禁止とする。
- 一斉休養日以外は各部活動で休養日を設定する。
- 週末に大会・コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(3) 休養期間(オフシーズン)の設定

- 長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、学校閉庁日8/12～16及び年末年始12/29～1/3は休養期間(オフシーズン)に設定する。
※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が校長にオフシーズン活動許可を申し出、校長が活動内容を確認し活動及び大会・コンクール等への参加の有無を認可する。休養期間に活動した日数は休養日として他の日に振り替える。(長期休業中がのぞましい)
- 週末及びオフシーズンに大会・コンクール等への参加を認め活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、顧問を通し生徒及び保護者に周知する。
- 管理職は適宜部活動の活動状況の視察を実施し、必要に応じて顧問との面談を実施する。
- 外部指導者について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

具体的な活動の進め方について

- 年間活動計画書・月間部活動実施計画書及び実施報告書により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。
- 安全指導を徹底する。
 - ・施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
 - ・教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用及び熱中症予防の研修を実施する。
 - ・『熱中症予防運動指針』に則り熱中症事故防止を徹底する。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的(4・9・1月)に情報交換を行う。
- 生徒間のいじめや人間関係のトラブル等の防止のため、顧問、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用(部費など)を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

令和3年度 川口市立北中学校 部活動の決まり

1. 目的

- (1) 学校の教育活動の一貫として捉え、自主的で健全な生活態度を育成する。
- (2) 生徒・保護者・教師（顧問）間の人間関係を深め、共に高めあい、協力の精神を育成する。
- (3) 心身の健康の助長を図り、豊かな教養と人間性を身に付けさせ、生涯学習・スポーツの基本を学ぶ。

2. 基本事項

- (1) 全員加入制とする。ただし、学校外のクラブチーム等で加入しており活動が困難な場合は、担任、保護者、生徒で話し合い、部活動担当で決定し、校長の了解を得る。その際、部活動免除届を提出する。
- (2) 教員は部活動顧問として直接指導にあたる。
- (3) 部活動の設置・改称・廃止・休部については、顧問の有無、学校の施設設備、生徒の人数、地域や学校の特性・伝統などを考慮し決定する。また、休止した部活動を再開させる場合も同様に検討する。
- (4) ルールが守れない部活動には、活動停止などを与える場合がある。

3. 活動規定

(1) 活動日・活動時間

- ① 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
(活動準備・片付け・移動に要した時間については、活動時間に含まない。)
- ② 活動日は顧問により定める。活動時間は、原則的に終学活後から最終下校時間の15分前までとする。ただし、各部の大会やコンクール1週間前のみ、校長の了解を得れば、顧問の責任のもと最終下校時刻18:15を超えない範囲で延長できる。

【最終下校時刻】

	3月～10月市民体育祭	11月と12月	1月～2月
部活動終了	18:00	17:15	17:30
最終下校	18:15	17:30	17:45
*朝練習活動時間	7:30～8:00 *7:20より前に学校の敷地に入らないこと (課外日に朝練習を実施する場合は活動時間に累積する)		

- ③ 最終下校時刻を必ず守るようにする。
※最終下校時刻を繰り返し守れなかった部活動は1週間の活動停止にする。
- ④ 指定された学校行事前日・当日は原則として活動禁止とする。
- ⑤ 顧問の不在・出張の場合は、基本的には活動できない。ただし、顧問から直接依頼された教員が認めれば活動できる。
- ⑥ 定期テスト1週間前より原則として活動禁止となる。
- ⑦ 朝練習の活動時間は、7:30～8:00とする。7:20～登校を可とし、着替えを済ませ活動準備をして良い。顧問の直接指導とする。朝練習をする格好をして、登校をしてはならない。時間は厳守し、時間前の登校や、更衣や後片付けで出席確認に遅れることがないようにする。

(2) 活動場所・施設・用具

- ① 学校の施設・設備・用具を有効に利用する。また、必要に応じて地域の施設を借用し活動する。
- ② 使用施設の清掃、後片付け、戸締り、消灯を徹底する。顧問は、必ず確認をする。
 - ・校庭：使用後はグラウンド整備をする。
 - ・体育館、武道場：使用後はモップ掛けまたは雑巾掛けをする。
 - ・教室関係：使用後は、清掃や片付け、整理整頓を行なう。
- ③ 施設、用具等を使用する際、活動に必要な鍵を借りる場合は、必ず顧問に許可を得て、顧問から受け取る。施錠・返却も顧問が責任を持って、忘れることのないようにする。
- ④ 施設、設備、用具等の破損や異常があった場合は、速やかに顧問に届け出る。
- ⑤ 各部のミーティングを行なう場所は、年度当初に定められた場所とし、昼食をとる場合にも使用する。
- ⑥ 更衣等については、各自の教室や活動場所付近で行なう。
- ⑦ 荷物は整理整頓して置くこと。

(3) 服装

服装は、校則に準じ、制服、指定のジャージ、体操着や部で指定された服装で活動する。
対外試合、遠征などの場合も同様とする。

(4) 入退部・転部・継続

①入部手続き<1年生>

オリエンテーション

4月13日(火)

部活動見学期間

4月13日(火)～15日(木) ※終学活後1時間

仮入部期間

4月20日(火)～23日(金)

本入部

4月27日(火)

◎仮入部の部活動の顧問または部長に仮入部届を提出。サインして返却。

活動時間は17時15分まで。(最終下校17:30)

◎入部届(新規に○)を担当に提出。

※新入生の入部人数のかたよりを防ぐため、顧問が決定次第、活動場所をふまえた上で、部員の適正数の調査を行う。それを本入部に生かす。

※見学や仮入部に行かず、帰る生徒がいるので、本入部までの期間を短くしている。

※入部してから転部や人間関係のトラブルができるだけないように、見学期間・仮入部期間にそれぞれの部活動について把握し、3年間、意欲的かつ継続していける部活動を選べるようにする。

②継続手続き<2・3年生>

継続手続き期間

○月○日(○)～○月○日(○)

継続手続き方法

入部届にある、「継続」に○つけ、全員が担任に提出する。

③転部

特別な事情があり、部活動を転部する場合には顧問・担任・保護者と話し合いの上、次の部活動が決定した場合に認められる。

※転部の流れ

顧問・担任の転部の了承→転部先を決定→転部届を提出→仮入部期間1週間→正式に入部

④転入生は、1週間の仮入部期間とし、その後、入部を許可する。

⑤無断欠席や活動状況が思わしくない部員については、担任・保護者と連携した指導を行なう。

4. 休日・長期休業中の活動について

- (1) 休日の活動については、保護者の理解のもと、生徒の心身の健康状態・家庭での生活・学業などに負担のない程度で活動日を設定する。
- (2) 服装は、学校生活の校則に準じ、制服、指定のジャージ、体育着や部で指定された服装で活動する。登下校についても同様とする。
- (3) 登下校は、通常の定められた手段で行なう。
- (4) 飲み物の持ち込みは、水筒を持参し、中身はお茶かスポーツドリンク類とする。ペットボトルは不可。
- (5) 長期休業中は、開始時と終了時に部長が日直の先生に必ず報告する。
- (6) 長期休業中は、決められた場所の大掃除と除草を必ず行う。
- (7) 長期休業中も最終下校時刻は、原則としてその時期のものと同一である。
- (8) 定期考査1週間前及び定期考査期間中(最終日も含む)の部活動は原則禁止とする

5. その他

- (1) 活動中に怪我をした場合は、顧問の指示に従い保健室等で応急処置を受け、必要に応じて医師の診察を受ける。緊急時は、救急車を要請する。管理職・保護者への状況報告を必ず行う。
- (2) 最終下校時刻とは門を出て帰路につく時間である。下校途中、寄り道・買い食い・はしてはならない。迎えの場合も同様である。
- (3) 学校外施設(在家小・神根公民館・根岸公民館)で活動する場合も自転車通学は認めていない。放課後に自転車を使用する場合には登校時には自転車を押して登校する。